

愛知県軟式野球連盟知多支部
学童部規約

2026年4月改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本部は、愛知県軟式野球連盟知多支部学童部とする。(以下「学童部」という。)

(事務局)

第2条 本学童部の事務局をメディアス体育館ちた内スポーツ協会に置く。

(目的及び事業)

第3条 本学童部は、学童の心身の健全な発達を図り、会員相互の親密な連絡と融和を求め指導の向上を目指す。これを目的とし諸事業を実施する。

(会員)

第4条 会員は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会員は知多市ジュニアスポーツ団体補助金交付要綱に基づき、本市に登録され愛知県軟式野球連盟本部(以下『本部』という)の定める手続きをした団体であること。
- (2) 学童は、原則として知多市在住、在学の者とする。
- (3) 指導者は、本学童部の目的及び事業に賛同し、これに協力できる者とする。

(組織)

第5条 本学童部には、次の組織を置く。

- (1) 学童運営部
- (2) 学童審判部

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、以下の通りとする。

- (1) 学童部運営委員の選出は、原則として会員チームから1名以上とする。
- (2) 学童部審判員の選出は、原則として会員チームから1名以上とする。

(役員)

第7条 本学童部には、次の役員を置く。

学童部長、副部長、審判長、副審判長、運営長、書記、会計、運営委員、審判員

(学童部長の選出)

第8条 学童部長は、総会で選出・承認する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学童部長は、本学童部を代表とする。
- (2) 副部長は学童部長を補佐し、学童部長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (3) 審判長は、本学童部審判部の代表とする。
- (4) 副審判長は審判長を補佐し、審判長に事故がある時は、その職務を代行する。
- (5) 運営長は本学童部の管理運営を遂行する。
- (6) 審判長は、各大会の審判員の確保と会員の指導にあたる。
- (7) 書記は会議の記録等を司る。
- (8) 会計は本学童部の会計を司る。
- (9) 運営委員は、本学童部の運営に当たる。
- (10) 審判員は、各大会の審判を行う。

(経費)

第 10 条 学童部運営に関し、以下の経費を会費より支出する。

- (1) 消耗品購入費
- (2) 審判用具等購入費：年間予算に応じて協議し、最大 50%の費用負担をする。
- (3) 福利厚生費：役員とその親族(一親等以内)に不幸があった場合に弔慰金として 5,000 円を支払う。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は 2 年とするが、留任は妨げない。但し、役員およびチームの事情を踏まえ、任期途中で交代も認める。なお、その際は、前任者の任を引き継ぐこととする。

(総会)

第 12 条 総会には必ず監督（やむを得ない場合はそれに準ずる指導者）と代表者が出席する。

(会議)

第 13 条 本学童部の会議は、代表者会議、役員会議及び各部会とする。

(役員会)

第 14 条 役員会は必要に応じて部長が招集し、議長として会の運営に当たる。

- (1) 役員会は、役員 3 分の 2 以上の出席がなければ開会する事ができない。
- (2) 議事は、出席役員過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(各部会)

第 15 条 部会は必要に応じて各部部长が招集し、議長として会の運営に当たる。

(事業計画及び事業報告)

第 16 条 事業計画及び事業報告を愛知県軟式野球連盟知多支部（以下「支部」という）の指示に基づき行う。

(会費)

第 17 条 会費は定められた会費を納める。

- (1) 会費
- (2) 県および連盟登録費(チームおよび個人)、スポーツ協会登録費
- (3) 年度途中で参加する場合、AクラスおよびBクラスにおいては、原則として年会費と同一金額とする。但し、市民大会およびCクラスDクラスを除く。
- (4) 予算の変動により見直しが生じた場合、部会を招集し協議するものとする。

(規約の変更)

第 18 条 本規約の変更は、学童部役員会議に於いて出席者の過半数以上の同意を得、賛同されれば変更できる。

(その他)

第 19 条 本規約に定めなきことは、内規に規定するか又は本部規約を準用する。

第2章 運営

(抽選会)

第1条 大会出場チームは、抽選会に必ず1名以上の指導者もしくは代表者を出席させなければならない。

抽選日は大会開始日の1週間以上前日でなければならない。

(使用球)

第2条 大会使用球は学童部が支給する。(全大会ダイワマルエスボールJ号・交流大会はナガセケンコーボールJ号)

(グラウンドルール)

第2条 使用のグラウンドルールについては、その都度当該審判、又は、審判部にて決定し試合前に両チーム報告する。

(開会式)

第4条 大会出場チームは、開会式に必ず出席しなければならない。

(閉会式)

第5条 閉会式の出席チームは表彰対象チームとする。

(試合の中止)

第6条 雨天等により試合の開催が危ぶまれる日は、第一試合開始2時間前に各チームより1名が大会会場に集合し、中止等の決定を受けるものとする。(運営部より個別に連絡しません。ただし急の変更の場合は連絡をする)

中止の決定は役員が決定する。

(知多運動公園野球場は除く)

(試合日程の変更)

第7条 各チームの都合による日程調整は、学校行事、他の本連関与の大会出場、学校区内全体で行う子ども会行事、コミュニティ行事等によりチーム編成が出来ない場合を除き原則として行わない。但し、集団感染症(新型コロナウイルス、インフルエンザ等)による学級閉鎖(本人が感染していない場合も含む)、卒業生大会に限り6年生の選手が集団感染症により試合に出場出来ない事を事前に連絡した場合に限り、試合日程の調整対象とする。

(選手の道具着用義務)

第8条 捕手はヘルメット、マスク、プロテクター、レガース、ファールカップを着用
打者、走者、ランナーコーチはヘルメットを着用。又、金属付きのスパイク使用は禁止とする。投球練習をうける捕手もブルペンでも全てフル装備とする(防具のない場合は立ってキャッチボール)

選手の道具着用については、各大会での要綱を厳守すること。

(ベンチ入りの人数及び背番号)

第9条 ベンチ入りの人数はユニフォームを着用した選手25名以内と監督1名、コーチ2名、私服のチーム責任者・スコアラー・マネージャーの各1名及び熱中症対策スタッフ2名以内とする。ただし、卒業生大会を除く。

選手の背番号0番～99番(キャプテン10番)、コーチ28番29番、監督30番とする。

(用具、グラウンドの準備、整備等)

第 10 条 用具の準備、及びグラウンドの準備は、当該場所での第一試合の両チームが責任を持って行う。(60 分前に集合すること)

用具の片付けは当該最終試合の両チームが責任を持って行う。

当該試合の両チームは試合終了後グラウンド整備を速やかに行う。

(試合会場への集合)

第 11 条 試合会場への選手の集合は、原則開始 60 分前までに集合及び本部へ連絡するとともに 30 分前にメンバー表を提出すること。

(遅刻等による棄権扱い)

第 12 条 試合開始予定時間を過ぎても会場に来ないチームは棄権とみなす。

(試合時間の繰上げ)

第 13 条 前の試合が早く終了した場合など、無理のない範囲で試合開始時間を早めることが出来る。

(試合前のシートロック)

第 14 条 試合前の当該グラウンドを使用する際のシートロックは原則無しとし試合を開始する。

(試合のイニング数)

第 15 条 試合は 1 ゲーム 6 イニングとする。なお、ワールドゲームの適用については、各大会の要綱に従うこと。

(試合の成立)

第 16 条 降雨、日没等による試合の成立、不成立は 4 回をおえた時点で成立し、その他の場合はノーゲームとする。

4 回表終了時点で後攻側がリードしているときは試合成立とする。

又、試合の再開、中止の決定は審判部が決定するものとし、雨天の場合はその間約 20 分の天気回復待ち時間を設ける。(グラウンドの状態が回復しないと認められる場合は即中止とする場合がある)

(試合の時間)

第 17 条 各大会の要綱に従うこと。

(タイブレーク)

第 18 条 試合時間を経過、もしくは 6 回を終了し同点の場合は D クラスを除きタイブレーク方式を採用する。タイブレークは最長 2 回としそれでも勝敗がつかない場合は抽選とする。

(D クラスは抽選のみ)

タイブレーク方式は全軟ルールを適用する。

(注) 全軟式ルールのタイブレーク方式。

3 連続打順で、前回の最終打者を一塁走者、その前の打者を二塁走者とする。すなわち 0 アウト・二塁の状態にして 1 イニングを行い、得点の多いチームを勝ちとする。

(試合における遵守事項)

第 19 条 試合中の言動は、監督、コーチ、選手、及び応援団は節度ある言動、態度を遵守すること。審判の判定には無条件に従うことを原則とする。但しルール上の質問については、監督あるいは当該選手のみが質問することが出来る。

(ベースコーチ)

第 20 条 コーチーズボックスには当日メンバー表に記された選手以外は立てない。

(ファウルボール)

第 21 条 ファウルボールについては、原則としてバックネットまでは攻撃側チームが取りに行くこととする。

(投手の投球数の制限)

第 22 条 投手は一日の投球数を 70 球以内とする。なお、打撃途中で 70 球に達した場合はその打撃が完了するまでとする。

また、4 年生以下の投球数は、60 球以内とし打撃途中の取り扱いも上記と同様とする。

(ピッチクロック)

第 23 条 投手がボールを受け取った後、12 秒以内(走者がいる場合は 20 秒以内)に投球動作を開始しなければならない。違反した場合はボールを宣告する。

※日本野球連盟「スピードアップ特別規程」による。

以 上